

大分県報

令和八年
第六八一号
二月十七日

（火曜日）

目次

告示

特定第二号漁業者の共済義務加入に係る同意成立（二件）……………一

都市計画事業の事業計画の変更認可……………一

公告

所在不分明者に対する保安林指定予定通知の掲示……………一

○告示

大分県告示第七十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和八年二月十七日

大分県知事

佐藤 樹一郎

一 加入区の名称

上浦漁獲加入区

二 加入区の区域

大分県漁業協同組合上浦支店の地区

三 加入区の区分

漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうちその他の漁業（潜水漁業）

大分県告示第七十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特

定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和八年二月十七日

大分県知事

佐藤 樹一郎

一 加入区の名称

北海道第五加入区

二 加入区の区域

大分県漁業協同組合の地区のうち旧保戸島漁業協同組合の地区

三 加入区の区分

漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうちかつおまぐろ等漁業

大分県告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和八年二月十七日

大分県知事

佐藤 樹一郎

一 施行者の名称

日田市

二 都市計画事業の種類及び名称

日田市計画道路事業

三・五・十四号 友田徳瀬線

三 事業施行期間

変更前 平成三十年十二月二十五日から令和八年三月三十一日まで

変更後 平成三十年十二月二十五日から令和八年六月三十日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○公告

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者につい

令和八年二月十七日

大分県報（公告）

二

ては、その所在が不明なので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林
予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。

令和八年二月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

所在の不明な者の氏名

掲示場所

財津 實治

日田市役所

二 通知の要旨

令和八年一月二十七日付け大分県告示第四十七号により行った森林法第三十条の規定に
よる通知